

高松市監査委員告示第17号

地方自治法第199条第2項、第5項及び第7項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告を、同条第9項及び第10項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和元年10月31日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	大	山	高	子
同	坂	下	且	人

# 監査結果報告書

(財政援助団体等監査)

(令和元年10月31日)

<監査対象団体等>

株式会社

四国にぎわいネットワーク



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松



087-839-2652



kansa@city.takamatsu.lg.jp



# 令和元年度財政援助団体等監査の結果について

## 1 監査対象局（高松市道の駅源平の里むれを所管する局）

創造都市推進局（観光交流課）

## 2 監査対象団体等（高松市道の駅源平の里むれの指定管理者）

株式会社四国にぎわいネットワーク

## 3 所属別監査結果

	局及び団体等	指摘	意見	合計
1	創造都市推進局 （観光交流課）	2		2
2	株式会社四国にぎわい ネットワーク	3		3
	合計	5		5

### 【指摘】

条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

### 【意見】

組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

## 4 監査実施期間

令和元年7月26日から令和元年10月9日まで

## 5 監査対象事務

	局及び団体等	監査対象事務
1	創造都市推進局 （観光交流課）	平成30年度及び平成31年度（令和元年度）において、指定管理者 株式会社四国にぎわいネットワークが行った、高松市道の駅源平の里むれの管理に係る出納その他の事務
2	株式会社四国にぎわい ネットワーク	平成30年度及び平成31年度（令和元年度）において、指定管理者として行った、高松市道の駅源平の里むれの指定管理業務全般

## 6 監査の方法

前記監査対象事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。  
 監査に当たっては、高松市道の駅源平の里むれを所管している創造都市推進局観光交流課及び同施設の指定管理者である株式会社四国にぎわいネットワークから関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。  
 また、令和元年9月2日に、施設管理運営状況を確認するため、高松市道の駅源平の里むれにおいて実地監査を行った。

## 7 監査の結果

監査の結果、監査対象局及び監査対象団体等の出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められた。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過する日の属する月の末日までを目途に行われたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

## 8 事情聴取（令和元年10月9日実施）の状況



# 高松市道の駅源平の里むれの指定管理について

## 1 高松市源平の里むれについて

高松市源平の里むれは、高松市牟礼町原631番地7に所在し、平成19年8月から、地元の特産品等の物販施設や、四国八十八か所霊場のお遍路さんを始めとする、道路利用者のための休憩施設として供用を開始した。

同施設は、供用開始時から株式会社四国にぎわいネットワークが指定管理者として管理・運営を行っており、平成29年3月31日、指定管理期間の満了に伴い実施された指定管理者候補者選定に係る審査の結果、同社が再選され、引き続き、令和4年3月31日までの5年間、管理・運営を担うこととなった。



## 2 指定管理者の取組について

平成30年度の利用者数は延べ25万人を超え、同年5月には累計利用者数が300万人を突破した。

地元生産者等との連携イベントや讃岐の郷土料理のPRイベント等を行い、香川の魅力を積極的に発信している。平成30年度は、一例として以下のような商品を開発、販売を行った。

あん餅雑煮ソフトクリーム



オリーブ牛すき焼き肉まん（限定販売）

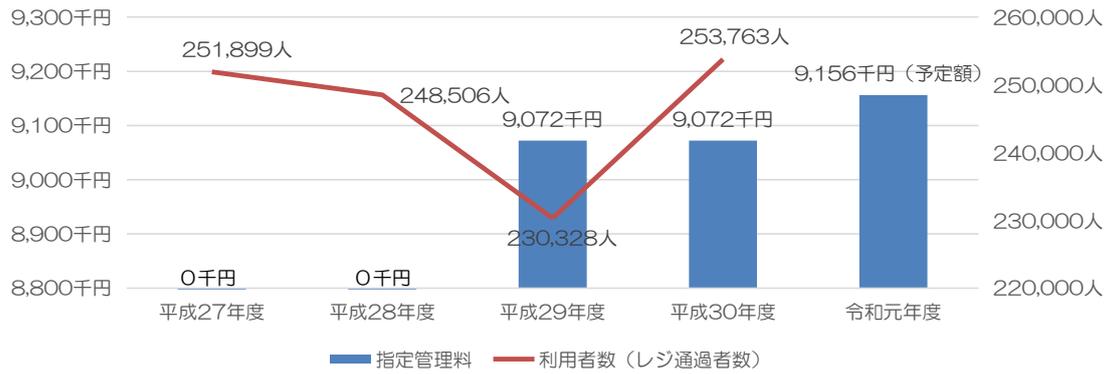


当該道の駅は防災拠点機能を有し、災害時には支援物資中継地機能や一時避難地機能が働くよう整備されている。また、地元小学校の防災施設見学の受入れやボランティア活動に協力するなどの地域活動を行っている。



香川県万引き防止対策協議会から安全・安心まちづくり推進店舗として認定を受ける。

### 3 指定管理料（管理経費の額）及び利用者の推移



※平成27年度及び平成28年度は指定管理料を支出していない。

### 4 指定管理者が行う業務内容

指定管理者である株式会社四国にぎわいネットワークが行う業務は、次のとおり。

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 施設利用の促進に関する業務
- (3) その他施設の設置目的を達成するための事業の実施に関する業務

# 令和元年度財政援助団体等監査結果一覧

令和元年10月31日

結果 No.	区分 ※	項 目	公表文 該当ページ	局及び団体等
1	指摘	所管課による指導監督体制について（再委託）	P6	創造都市推進局 （観光交流課）
2	指摘	所管課による指導監督体制について（労務管理）	P7	
3	指摘	市の指定管理者であることの明記について	P8	株式会社四国にぎわい ネットワーク
4	指摘	指定管理業務の再委託と報告について	P9	
5	指摘	労務管理の適正化について	P10	

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したものの。

# 財政援助団体等監査結果

結果No.

No.1

監査実施年度／対象局

令和元年度／創造都市推進局

告示番号	高松市監査委員告示第17号	告示日	令和元年10月31日
所管課等	創造都市推進局 (観光交流課)	区分	指摘
指摘の項目	所管課による指導監督体制について(再委託)		
指摘する理由	協定書では、指定管理者が管理業務を第三者に委託する場合は、市の承認を得ることとされているが、事前承認手続きを経ずに第三者に委託を行っており、また、仕様書において、業務終了後は市に対し結果報告書を提出することを定めているが、指定管理者から報告を受けておらず、所管課は十分な確認ができていなかった。		
指摘	所管課は、指定管理者に協定及び仕様書の遵守を徹底させるとともに、第三者に委託する業務及び業務報告の確認を適切に行うなど、指定管理業務が適正に実施されるよう指導監督体制を構築されたい。		
根拠法令・通知等	高松市道の駅源平の里むれの管理に関する基本協定書第21条		
内容	乙(株式会社四国にぎわいネットワーク)は、管理業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、利用の許可及び使用料の徴収に係る業務を除き、甲(高松市)が別に定める基準に従い、承諾をした場合は、この限りでない。		

# 財政援助団体等監査結果

結果No.

No.2

監査実施年度／対象局

令和元年度／創造都市推進局

告示番号	高松市監査委員告示第17号	告示日	令和元年10月31日
所管課等	創造都市推進局 (観光交流課)	区分	指摘
指摘の項目	所管課による指導監督体制について(労務管理)		
指摘する理由	所管課は、指定管理者の従業員の労働時間について、仕様書に基づく所定労働時間の遵守がなされていなかったこと、また、実労働時間数について、一部賃金台帳に記載されていなかったことなどを、十分に確認できていなかった。		
指摘	所管課は、労務管理状況の把握を行うとともに、指定管理者に仕様書に基づく所定労働時間を遵守させ、賃金台帳に明確に記載するよう、労務管理の適正化に向けた指導をされたい。		

# 財政援助団体等監査結果

結果No.

No.3

監査実施年度／対象団体等	令和元年度／株式会社四国にぎわいネットワーク		
告示番号	高松市監査委員告示第17号	告示日	令和元年10月31日
所管課等	株式会社四国にぎわいネットワーク	区分	指摘
指摘の項目	市の指定管理者であることの明記について		
指摘する理由	募集要項では、指定管理者が管理運営をしている市の施設であることを明示しなければならないとされているが、施設内及びパンフレット等にその表示がされていない。		
指摘	指定管理者により管理・運営されている市の施設であることを利用者に示すため、募集要項に基づき、適正に表示されたい。		
根拠法令・通知等	高松市道の駅源平の里むれ指定管理者募集要項14-(4)		
内容	指定管理者は、指定管理者の名称と連絡先、市の担当課と連絡先を施設内に表示し、又はパンフレット等に明記するなど、指定管理者が管理運営をしている市の施設であることを明示していただきます。		

# 財政援助団体等監査結果

結果No.

No.4

監査実施年度／対象団体等

令和元年度／株式会社四国にぎわいネットワーク

告示番号	高松市監査委員告示第17号	告示日	令和元年10月31日
所管課等	株式会社四国にぎわいネットワーク	区分	指摘
指摘の項目	指定管理業務の再委託と報告について		
指摘する理由	協定書では、市が承諾しない限り、指定管理業務の一部業務の再委託を禁止しているが、市の承諾を得ずに再委託を行っていた。また、仕様書に定められている業務終了後に所管課に対して報告が必要なものについて、報告を行っていなかった。		
指摘	指定管理業務の再委託については、事前に市の承諾を得た上で実施されたい。また、業務終了後に所管課に報告が必要なものについては報告されたい。		
根拠法令・通知等	高松市道の駅源平の里むれの管理に関する基本協定書第21条		
内容	乙（株式会社四国にぎわいネットワーク）は、管理業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、利用の許可及び使用料の徴収に係る業務を除き、甲（高松市）が別に定める基準に従い、承諾をした場合は、この限りでない。		

# 財政援助団体等監査結果

結果No.

No.5

監査実施年度／対象団体等

令和元年度／株式会社四国にぎわいネットワーク

告示番号	高松市監査委員告示第17号	告示日	令和元年10月31日
所管課等	株式会社四国にぎわいネットワーク	区分	指摘
指摘の項目	労務管理の適正化について		
指摘する理由	労働時間について、仕様書に基づく所定労働時間が遵守されていなかった。 また、実労働時間数について、一部賃金台帳に記載されていなかったものが見受けられた。		
指摘	従業員の労務管理状況の把握を行うとともに、仕様書に基づく所定労働時間を遵守し、賃金台帳に必要な時間数等を明確に記載するよう徹底し、労務管理の適正化を図るよう取り組まれない。		